

※県議会HPの議事録から転載します。ただし、読みやすさを考えてあいさつなどを省略しています。補足説明をしている部分は（ ）で示しました。ご了承ください。

《総務部に関連する質問》

○よしまた県議

6月議会で黒石高校と黒石商業高校の統合の議論を聞いていまして、統合そのものの問題はありますが、同時になくなった学校のその後についても考えさせられました。地域から高校がなくなるということは、校舎のその後の利用という新たな問題が生じることとなります。高校再編の是非は置いておくとしても、高校を統廃合するということは、校舎の利活用という新たな課題に直面することを意味する。当然、学校に限らず、県所有の土地と建物の全般に共通する問題です。トータルな形で戦略と方針を持つ必要があると思っ

て聞いていました。そこで、きょうは県有施設のうち、未利用になっている部分の利活用について伺います。

まず、未利用になった県有施設が生じた場合、その利活用について、どういう手順で検討することになるのか、基本的な手続について教えてください。

○宇野行政経営管理課長

組織の移転や廃止などによりまして所管する部局において利用する見込みがなくなりました庁舎等につきましては、全庁的な検討の場であります県有不動産利活用推進会議におきまして、まず、県での有効活用の可能性について検討を行います。その後、県における有効活用が見込めないといったような場合には、次の段階といたしまして、国やその施設が所在する市町村での公共的、公益的活用の希望の有無につきまして照会することとしております。

その後、国及び市町村のいずれにおきましても利活用の希望がないといったような場合には、最終的に一般競争入札による民間への売却といった一連の手続を経ることとしてお

ります。

○よしまた委員

手続を教えてくださいました。

順を追って聞きますが、このうち、市町村から利活用の希望があった場合、どういう対応をするのか、これまでの主な実績とあわせて教えてください。

○行政経営管理課長

未利用となっている県有施設の所在市町村から公共的、公益的な利活用の希望があった場合、当該財産の取得経緯等を踏まえながら、「青森県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に従いまして、県と市町村等とのそれぞれの財産の交換、市町村等に譲渡する場合における減額または無償譲渡の適用の可否につきまして検討の上、事案ごとに対応しているところです。

最近の主な例として、まず、交換ですが、平成26年度に旧七戸保健所及び旧七戸高校八甲田校舎の一部を七戸町の遊休地と等価交換しております。また、譲渡といたしましては、同じく平成26年度に旧八戸工科学院三沢校を三沢市に50%減額譲渡しております。さらに、平成29年度に旧八戸北高校南郷校舎の一部を八戸市に無償譲渡しております。

○よしまた委員

交換の場合、譲渡の場合も割引率をそれぞれ事案ごとに検討してやっているということでした。

次に、売却まで手続が進んだ場合について幾つか聞きたいのですが、まず、過去5年間における県有施設の売却実績と主な売却物件について教えてください。

○行政経営管理課長

過去5年間の主な売却実績ですが、過去5

年間の未利用となっておりました県有施設の売却実績は、件数にしますと50件、売却金額では約11億2,000万円となっています。主な売却物件で、金額の大きかったものを御紹介させていただきます。いずれも青森市所在の物件となりますが、平成26年度に売却いたしました旧東地方保健所・旧青森家畜保健衛生所が2億1,200万円、旧青森工業高等学校校舎が1億5,260万円、平成27年度に売却いたしました旧青森工業高等学校野球場が1億1,850万円となっています。

○よしまた委員

青森工業高校（跡地）はよくあのあたりを通るのですが、跡形もなくというか、きれいに住宅地になっていて、そういう意味では、学校がなくなるということはこういうことなのだろうと思うのです。売却までいったということはいいか悪いか別にして、使われているケースでそうだといいことですが、今現在、どれぐらい売りに出しているか知りたいたのですが、昨年度の県有不動産利活用推進会議において売却方針となった、つまり、まだ売られていないが売る予定になっている主な施設を教えてください。

○行政経営管理課長

昨年8月に開催いたしました県有不動産利活用推進会議におきまして、未利用の県有施設の利活用について検討しました結果、利活用が見込めないということで売却方針といたしましたのは青森市の県営住宅桜川団地A棟、弘前市の旧岩木高等学校第二体育館及びサッカー場敷地、それから深浦町の北金ヶ沢駐在所などの5施設となっております。

○よしまた委員

高校の統廃合ということに話を戻しますと、青森市内で直面している校舎のその後が課題になっているのが青森商業高校の跡地です。現在は県立中央病院の近隣に広大な土地と建物が残されている状況になっています。この青森商業高校の旧校舎の利活用状況について伺います。

○行政経営管理課長

青森商業高等学校旧校舎につきましては、平成28年度の県有不動産利活用推進会議で利用調整をいたしました。その結果、現在、グラウンドにつきましては県立中央病院の職員専用駐車場として利用しております。また、建物のうち、情報処理棟につきましては、今年度から、現在、平内町にある県立郷土館の収蔵庫の移転先として利用する予定としております。

なお、その他の利用されていない校舎及び体育館などが10棟、延べ床面積で約1万2,000平米ほどありますので、引き続きその利活用につきまして検討していくこととなっております。

○よしまた委員

以上で終わります。

《企画政策部に関連する質問》

○よしまた委員

青森市から青森操車場跡地に新駅建設を求める要望が寄せられている問題について取り上げます。

青森市は、市の持っている操車場跡地に2025年の国民スポーツ大会に間に合うようにアリーナをつくる計画が浮上し、それに伴い新駅建設が要望され始めました。

スポーツ施設がふえることには異論はありませんが、なぜ青森市内で3つもアリーナが必要なのか、なぜ操車場跡地ではないとだめなのか、なぜBリーグやVリーグの会場をつくるのが短命市返上に結びつくのかよくわかりません。何よりお金がかかる。20億円の寄附金の何倍もの巨費を投入することになります。

駅の新設についても、これ自体に反対ではないのですが、それが青い森鉄道の経営悪化の要因になってはならないとも思っています。駅をつくる条件があるのかどうかを県と青い森鉄道は冷静に見極めてほしい。アリーナありき、国スポありきで事を急いで、青い森鉄道の経営見通しを狂わせるということとは

絶対あってはならないと思っています。こういう立場から幾つかお聞きします。

まず、新駅整備に関するこれまでの経緯について教えてください。

○石橋青い森鉄道専門監

青森操車場跡地については、青森市が主体となって県有地を含めた利活用計画の策定作業を進め、同市では昨年度末に青森操車場跡地利用計画を策定し、この中で整備イメージとしてアリーナのほか、鉄道駅や自由通路が盛り込まれております。

同計画の策定に当たり、新駅整備に関して、県では安定的な需要確保の見通しがあり、将来にわたって鉄道事業の経営に資することが大前提であることから、今後、しっかりと手順を踏んで検討していくために必要となる調査データ等の提供や鉄道事業者などの関係機関との協議が必要となることを意見として同市に回答しております。

これを受けまして、同市では市民の新駅利用意向等に関するアンケート調査を実施し、7月16日には県に対してアンケート調査結果などについて情報提供があったところです。

○よしまた委員

7月16日の情報提供については、私たちはきのうのニュースで、あるいはけさの報道で見ましたが、50万人という数字が出てきました。どのように受けとめるか教えてください。

○青い森鉄道専門監

今回、情報提供いただいた新駅の利用見込み者数は、青森市独自の方法により、1日当たり、また、年間の乗車見込み人員を算定したものです。これまで鉄道事業者として県が実施してきた算定方法とは異なるため、まずは同市と意見交換をしていく中で算定手法の詳細を把握していきたいと考えております。

○よしまた委員

青い森鉄道がJRから移管されてから新たにつくった駅は野内駅と筒井駅だと思いま

す。筒井駅は、私も子どもたちが使わせてもらっていて、とても助かっています。野内駅と筒井駅の整備の経緯について教えてください。

○青い森鉄道専門監

野内駅は平成23年3月、筒井駅は平成26年3月にそれぞれ開業しておりますが、両駅とも青森市や駅周辺の高等学校の同窓会などからの要望を受け、沿線住民の鉄道の利用状況の実態や新駅周辺の住民の利用意向の把握、要望自治体との協議を経て、新駅設置に伴う潜在需要の試算を行ったほか、技術面や採算面の課題等を整理する検証調査を実施し、調査結果を踏まえた検討を経まして新駅設置に至っております。

○よしまた委員

野内駅はこっちのものをあっちに移したという性格のものですから、新設というと筒井駅だと思いますが、筒井駅をつくったことで青い森鉄道の経営はその後、黒字になっているという意味では成功した例だと言えると思うのですが、特に筒井駅は先例になると思うのですが、操車場跡地への新駅整備の検討は今後どのように行うことになるのか伺います。

○青い森鉄道専門監

一昨日の新駅整備に関する青森市からの情報提供を踏まえまして、県としては同市と連携し、今回情報提供いただいた内容及びバスから青い森鉄道に乗り継ぐ利用見込み者数等、今後提供いただくものを精査しまして検討を深めていくこととなります。

まずは、今回、情報提供いただいた市民の新駅利用意向等に関するアンケート調査データなどについて精査する必要がある、同市と情報交換しながら検討を深めていく必要があるものと考えております。

○よしまた委員

市のデータを精査する、そして先ほどの答弁でいうと、市のデータのとり方は県のとり方とはちょっと違うということもおっしゃってました。さらに数字にはバスをどうする

かというのは書かれていませんから、そういうことも含めての精査だと思います。

それで、ことし3月の予算委員会で、当時の諏訪県議会議員が質問しているのですが、これも当時ですが、県土整備部長はしっかりと手順を踏んで検討していくための調査データなどを求めていくという趣旨の答弁をされていました。先ほど来、繰り返されているようにしっかりと手順を踏むといった場合、筒井駅の前例は省略しないでしっかりと踏襲するということだと思います。私の立場は最初に言ったとおりで、冷静で丁寧な検討を求めたいと思うのです。

具体的に駅をつくるとなると、難しい課題というのはいっぱいあって、例えば自由通路をつくると言っているのですが、旅客線が2本ある。その隣に貨物線は数本走っているのです。これを全部またぐとなると、青森駅につくろうとしている自由通路に匹敵する、あるいはそれより長い自由通路が必要かもしれない。また、線路と線路の間は非常に狭く、駅をつくるための技術的な検討も簡単ではないと思うのです。だから、県も市に対して技術的な問題をしっかりと見なさいということを行っていると思うのですけれども、こういうことも当然ある。鉄道に乗るとわかるのですが、筒井駅から青森駅に向かって、ちょうどトップスピードになるのが操車場跡地なのです。そこに駅をつくると、効率性や燃費やダイヤという新たな課題が生まれるかもしれない。そういうあれこれあるのですが、やはり最大の問題は採算性だろうと思うのです。答弁がありましたように、安定的な需要確保が鍵になると思います。

13日付の東奥日報は、潜在需要の把握が鍵だと描いていましたが、潜在的という言葉になるかもしれないのですが、要は新たな需要が鍵だと思うのです。駅を何人利用するかではなくて、日常的に採算がとれる距離を乗ってくれて、しかも、これまで鉄道を使っていなかった人がどれだけいるかということが問われる。それは青森駅と筒井駅があるからです。青森駅、筒井駅と客を引っ張り合い、青森駅の利用者数が減るということも考える必要が出てきます。

アリーナだけでは安定的な需要確保になりません。市の50万人の試算を見ますと、1年間で50万8,128人だというのですが、アリーナによって使うとされている想定数は1万968人。むしろ、私はアリーナありきで考えるなど言いたいのです。アリーナがあろうがなかろうが、安定的な需要はどこにあるのかしっかりと見極める必要がある。

先ほどバスのお話をされていましたが、バス路線をふやす、あるいは変更するということは市の事業として予想されるのですが、これだっただけ、市から言うと財政負担になるわけで、だけど、駅を新築するのであればバス路線を変える、あるいはふやすということは不可欠な前提になると思います。

操車場跡地から半径2キロで線を引いていると報道がありましたが、この線の内側には市役所が存在し、そこにはかつて大量に通勤していた市職員がいましたが、今はその市職員は別の場所に通っています。これも要素としてはマイナスになってくると思うのです。

こうした状況を考えれば考えるほど、新駅整備の検討に当たっては、アリーナありき、あるいは国スポありきで進めるのではなく、丁寧に検討すべだと考えます。県の考え方を伺います。

○青い森鉄道専門監

新駅整備については、一般的に利用者の利便性向上により新たな需要が喚起され、運行事業者の収入増加が期待できる一方で、相当額の建設費と維持管理費の負担が生じることから、しっかりと手順を踏んで検討していく必要があると認識しております。

その検討に際しては、先行事例である野内駅、筒井駅の場合を踏まえると、沿線住民の鉄道の利用状況の実態や新駅周辺の住民の利用意向を把握し、要望自治体との協議を経まして需要予測調査等を実施し、一定の需要が見込まれ、鉄道事業としての採算性が確保できるのかなどについて検証するとともに、技術的に設置可能であるのか等についてもあわせて調査した上で、さまざまな事情も考慮しながら、総合的に判断していくこととなります。

また、個々の事案によって状況等が異なることから、それぞれの事案に即してしっかりと手順を踏んで検討していく必要があると考えております。

○よしまた委員

終わりますが、手順をしっかり踏むということ、その際、建設費、あるいは維持費と2つの要因をおっしゃいました。そういったことなどもしっかり見極めて、駅をつくることで大いに喜ばれるでしょうから、それ自体は悪いわけではないのですが、青い森鉄道全体の採算をしっかり見て、丁寧にやってほしいということを改めて述べて終わりたいと思います。

《危機管理局に関連する質問》

○よしまた委員

大きく2つのテーマで質問します。1つは操車場跡地の問題ですが、今度は防災という側面からお聞きします。

青い森セントラルパークは防災上、どういう位置になっているのか、まず教えてください。

○古川防災危機管理課長

青い森セントラルパークは、青森市において指定緊急避難場所として指定されております。

指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、災害の危険が切迫した場合において、住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所または施設を、洪水や津波などの災害種別ごとに市町村長が指定するものです。

なお、青い森セントラルパークについては、洪水や地震、津波をはじめ、大規模な災害や高潮などさまざまな災害の指定緊急避難場所に指定されているところです。

○よしまた委員

それでは、青森市が策定した操車場跡地利用計画に対し、防災の観点から県はどのような

な意見を述べたのか伺います。

○防災危機管理課長

青森市が平成31年2月に作成した青森市操車場跡地利用計画案では、新たなアリーナの整備等に関する記述において、防災拠点として利用することに触れられていたことから、県では、この計画案に対して、防災の観点から次のとおり意見を述べたところです。

まず、当該エリアにアリーナを整備することを契機として、防災拠点としての機能を強化する方向性を理解する一方、その役割を担保するため、災害時における幹線道路からのアクセスを確保するとともに、周辺道路の環境整備や駐車スペースの確保にも意を用いて検討していただきたいこと、また、災害時における指定避難場所としての収容体制はもとより、市内中心部に立地する優位性を生かし、平時の備蓄倉庫や災害時の物資集積拠点としての活用についても検討していただきたいというものです。

○よしまた委員

以上を踏まえて、3つの角度から検討してみたいと思うのです。

まずは、昨年3月に県が策定した広域防災拠点指針との関係です。市は必ずしも広域の防災拠点にしたいと言っているわけではないのですが、幹線道路とのアクセスという点でも、災害時の物資集積拠点として活用するという点でも、防災拠点として活用を考える際には、広域防災拠点指針は一つのイメージになると思うのです。指針は広域防災拠点を定義しているのですが、大規模かつ広域的な災害において、一つは活動拠点となる場所、そして一次物資拠点となる場所、これが広域防災拠点だと定義しています。

それぞれ聞きますが、活動拠点としての機能を果たすために必要な規模について伺います。

○防災危機管理課長

青森県広域防災拠点指針では、広域防災拠点が有すべき各種活動拠点の機能として、1つは実動部隊の活動要員の一次集結、ベース

キャンプ機能、2つ、災害医療活動の支援機能、3つ、ヘリポート機能、4つ、ボランティア支援機能といったものが望まれるとして、これら全ての機能を持たせることとした場合には、約5万4,000平方メートルが必要となるものと算定しています。

○よしまた委員

5万4,000平方メートル、5.4ヘクタール必要だということです。市の管理土地が5.2ヘクタール、県の管理土地が7.6ヘクタールです。

次に、一次防災拠点ですが、指針にはその候補地を東青地域に3カ所としています。候補施設と必要面積について、どう考えているのか教えてください。

○防災危機管理課長

県では、青森県広域防災拠点指針の策定に当たり、東青地域における一次物資拠点候補施設を3カ所程度とし、その面積を1万8,600平方メートルと算定しているところ です。

また、想定災害のうち、太平洋側海溝型の地震が発生した場合においては、東青地域の一次物資拠点候補の3カ所では必要面積が不足することから、他地域への機能の分散化や既存施設の利活用など、多角的な分析と検討を進めながら、広域防災拠点の選定に当たる必要があるものと認識しているところ です。

○よしまた委員

つまり、県がみずから策定した指針に照らすと、仮に操車場跡地を広域の防災拠点とするなら、どこか3カ所、広域防災拠点をつくらないとだめなわけです。先ほどの活動拠点というのはヘリポートとかですから、セントラルパークの3割から5割程度は更地であることが必要になります。その上、さらにアリーナをつくるとなり、県有地のほうに何かをつくるということは、条件がなくなっていく、あるいは指針との関係でいうと望ましくなくなるという状況だと思います。

次に、アクセスの関係でお聞きします。防災拠点とするなら、幹線道路からのアクセス

を確保するのは当然必要で、これは私もそう思います。私はあの道をよく通るので東も西もよく知っているのですが、アクセスの確保が必要だと言っているということは、現在はそういう環境にはないということになります。

ここでもことし3月の予算委員会での当時の諏訪議員の質問を改めて紹介しますが、諏訪さんは操車場で仕事をされていました。その経験を踏まえて、こう言っています。

「そもそも青森操車場は外部と遮断されているところなのです。そこアクセスできるという環境はもともとない。それは操車場の安全のためだからです。」

御当地で働いていた人の実感として大事な指摘だと思うのです。

市は操車場跡地利用計画の中で、操車場跡地の東西で幹線道路との接続を検討しています。イメージ図で見ると、東側は県道27号青森浪岡線で南北とつなげ、西側は旭町通りで南北とつなぐ計画のように読めるのですが、これは極めて困難な事業です。できなくはないと思うのですが、それをしようと思ったら、住宅用地の買収や地下道の平地化、あるいは線路の立体化など大規模な工事が必要となります。ところが、青森市はそういう覚悟を持っているのかというと、例えば我が党の山脇市議会議員が住宅用地の買収を考えていますかと聞いたのに対して、できる限り周辺住宅地に影響のない形で進めてまいりたいと答弁されており、余り覚悟を感じさせません。東西の道路の幅を広げて終わりとも聞こえる答弁です。

県の広域防災拠点指針では、広域防災拠点の地域を選定する上で交通利便性の考慮ということを求めています。そのうち、県内の陸路のアクセス状況としては緊急輸送道路ネットワークが参照されています。先ほど言った西と東に、そういう道路とくっつけると言っているのですが、県道27号青森浪岡線も旭町通りも緊急輸送道路には指定されていません。旭町通りのさらに西に県道44号青森環状野内線が走っていて、ここまで延ばして初めて災害時に直接、流通拠点から物資を運ぶアクセスができたと言えることになる

のですが、それをやろうと思うと、住宅用地の買収は避けられません。さらに大規模になります。操車場跡地を本気で防災拠点にするというのであれば、これらの課題に直面することになるのです。

3月の予算特別委員会で当時の県土整備部長はこう答弁しています。「アクセス道路の整備は、大変重要な問題だと思っております」と。改めて重要な問題だということとして対応するように求めたいと思います。

3つ目の角度ですが、合浦のカクヒログループスタジアム、以下、市民体育館といいますが、このことについて触れておきたいと思います。

市は、市民体育館を防災上、どう位置づけているのでしょうか、教えてください。

○防災危機管理課長

カクヒログループスタジアム、青森市民体育館ですが、青森市において指定緊急避難場所及び指定避難所とされております。

指定避難所とは、災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が一定期間滞在するための施設であり、災害種別に限らず、市町村長が指定するものとなっています。

なお、当該スタジアムに係る指定避難所としての想定収容人員は、1人当たり2平方メートルとして1,223人とされています。

○よしまた委員

市民体育館は、防災上、大変大事な役割を果たしています。先ほどおっしゃったように、収容人数の1,223人は市が指定している避難所の中で9番目の広さです。さらに市が公表している津波ハザードマップを見ると、津波ハザードマップには第一波到来時間までに避難対象地域外への避難が困難、つまり、第一波が来るまでに逃げ切れないと言っている範囲が、海側にずっと広がっているのですが、その中で堤川から赤川までの地域で、この市民体育館は最大の避難所になっています。津波があったら逃げられない地域にある最大の避難所が市民体育館です。さらに、この地域の第一波の最大津波高は1.6メートル

と想定されていますが、この1.6メートルよりも高い場所にある唯一の場所も市民体育館なのです。津波災害の際に大きな役割を持っているということがわかります。

ところが、市はアリーナをつくるからということで、この市民体育館をなくすと言いつけているのです。我が党の万徳市議会議員が市民体育館がなくなった後、防災拠点をどうするのですかと聞いたら、ほかの場所で対応すると答えるにとどまりました。地域で大きな役割を果たしている避難所がなくなってしまう。とりわけ、津波災害で大きな役割を果たす場所をなくしてしまうということを自覚しているのだろうかと思います。

市民体育館の存廃の問題はアリーナの問題とは別次元ですが、アリーナをつくるから市民体育館をなくすと言っているわけで、考えるべき問題として浮上しているということをお県としてもしっかり見ていただきたいと思うのです。

この問題の最後にしますが、防災というのは広域防災拠点もそうですが、想定上、最大規模の災害を考え、それに見合うものが求められているという分野だと思うのです。そういう点では、すぐに効果が見えるわけではありませんが、命がかかった大事な分野だけに、この指針を絵に描いた餅にせず、そこに近づける努力を求めたいです。

県広域防災拠点指針に加えて、同じタイミングで県災害備蓄指針が策定されています。この2つの指針を踏まえ、県としてのこれまでの取り組み状況及び今後の取り組みについて伺います。

○防災危機管理課長

県では、平成30年3月に大規模災害発生時に物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な物資の備蓄について目標を定め、県、市町村、県民、自主防災組織、事業所における計画的な備蓄の推進に資することを目的とした青森県災害備蓄指針と、県内における広域的な災害に対応可能な防災体制を構築するため、本県の広域防災拠点のあり方や必要とする機能、施設の規模、選定方法、平常時の活用方法等の基本的な考え方を

取りまとめた青森県広域防災拠点指針を策定したところです。

まず、青森県災害備蓄指針においては、災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄については、自助・共助による備蓄を補完する目的で行うことを基本方針としているところであり、県及び市町村、すなわち公助による備蓄には限界があることから、関係機関と連携し、県民に対して自助・共助による備蓄の重要性や、その実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努めることとしております。

このことを踏まえ、県では、家庭内備蓄を推奨するローリングストック法の普及啓発や流通備蓄といわれる災害時に必要な物資の調達に関する県内事業所との協定締結を行ってきたところです。

また、広域防災拠点については、指針では、広域防災拠点には備蓄機能や救援物資の中継、分配機能のほか、実動部隊の活動要員の一次集結やベースキャンプ機能等、さまざまな機能が望まれるとしているところです。

今後は、各想定地震における被害の概要を勘案しながら、想定被害と交通利便性を考慮の上、広域防災拠点の地域の選定を行うとともに、拠点の形態について、機能を1カ所に集中させる集中型と、複数箇所に分散させネットワーク化する分散ネットワーク型の両面から検討、分析を行うなど、多角的な視点から広域防災拠点のあり方や具体的な計画の策定について検討を進める必要があると考えているところです。

○よしまた委員

繰り返しますが、マグニチュード9と大きな想定になるのですが、それは備えないとだめだと思いますので、指針を生かしていけるようにぜひ求めていきたいと思っております。ありがとうございました。

テーマを変えます。

今月8日、日本原燃株式会社が県に対し、六ヶ所再処理工場における第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の最大保管量を変更するための事前了解を求めました。安全協定に基づく措置

で、了解が得られれば、原子力規制委員会に申請するとされています。この申し入れの内容と今後の対応について伺います。

○安田原子力安全対策課長

日本原燃株式会社は、再処理工場から発生するウェス等の雑固体廃棄物等を収納したドラム缶や角形容器を、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋と再処理工場しゅん工後に着工、完成する第3低レベル廃棄物貯蔵建屋に保管廃棄することとしています。

今般、同社は第3低レベル廃棄物貯蔵建屋が完成するまでの期間に発生する廃棄物の保管容量を確実に確保する観点から、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の最大保管廃棄能力を現行の200リットルドラム缶換算で約5万本から約5万5,200本に変更することとし、去る7月8日、同社から国への事業変更許可申請に先立ち、安全協定に基づく施設の変更に係る事前了解の申し入れがなされたところです。

県としては、当該施設の変更に係る事前了解の判断をするに当たり、専門家の助言を得ながら技術的な観点から検討することとしており、昨日、専門家による会議を開催したところであり、今後、専門家からいただいた御意見等を踏まえ検討を行い、事前了解の判断をすることとしています。

○よしまた委員

専門家から意見も聞いたと報道もされておりました。保管される放射性廃棄物は、再処理工場を運転することによって生じるものですが、先ほどおっしゃったかもしれないのですが、具体的にどういうものを想定しているのか教えてください。

○原子力安全対策課長

日本原燃株式会社によると、再処理工場から発生する紙、ウェス、ポンプ等の雑固体廃棄物や低レベル濃縮廃液の乾燥処理物などとのこと。

○よしまた委員

保管と説明されているので、そのまま埋め

る、つまり、最終処分ではないということで理解していますが、そうすると、保管をした後、どこに行くことになっているのか伺います。

○原子力安全対策課長

日本原燃株式会社によると、再処理工場の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋において保管される廃棄物は、今後、封入または固形化处理されて廃棄体となり、最終処分されるまで保管管理するとのことです。再処理工場など核燃料施設から発生する低レベル放射性廃棄物の最終処分については、国において関連法令等の検討が進められている段階であり、県としては国の対応状況を注視していきます。

○よしまた委員

つまり、廃棄物としていろんな加工をするが、最終処分は法令がない。原子力発電所の場合は六ヶ所の低レベル放射性廃棄物物理センターがあるわけですが、再処理から発生するものは、現在、最終処分の法令はないということを確認しました。

日本原燃株式会社の資料を読んでいると、保管と繰り返し説明されるのですが、日本原燃株式会社の申請書には漢字4文字で保管廃棄という書き方がされています。保管だけではなく、廃棄がつく理由を教えてください。

○原子力安全対策課長

日本原燃株式会社によると、保管廃棄という表現は使用済燃料の再処理の事業に関する規則で使用されている記載に合わせたもので、別の場所で最終処分されるまでの間、保管管理されるものであるとのことです。

○よしまた委員

保管廃棄と書いてあるわけですけど、これは保管だということで、県も理解しているし、日本原燃株式会社でもそう理解している。先ほどの規則で保管廃棄と書いてあるということで、それにのっとっているということでしたので、あくまでも保管だということを確認しておきます。

まとめますが、今回申請されたのは原子力

発電所由来のもので想定すれば、六ヶ所の低レベル放射性廃棄物物理センターでピット処分されているL2のレベルに相当すると思うのですが、再処理工場から出てくると、廃棄についての法令が整備されていない。このレベルは政府と電力会社の区分でいっても、放射能レベルが比較的低い廃棄物とされている分野ですが、その廃棄物ですら、処分の法令もないまま、再処理工場を試運転したということの重大性を改めて感じます。

再処理工場から何が出てくると考えてみると、さらに高レベル放射性廃棄物、ガラス固化体が出ます。また、ハルやエンドピースなどの海外返還低レベル放射性廃棄物が排出される。これらはいずれも地層処分相当で、処分方法だけは決まっていますが、場所は決まっていません。それでも、一方は青森県にもう既に運び込まれており、他方はこれから運び込まれようとしています。

さらに、電事連の資料に書いてありまして、これは平成27年だと思うのですが、余裕深度処分相当、中深度処分相当の廃棄物ですが、操業廃棄物にチャンネルボックス、バーナブルポイズンの切断片があり、また、セル、グローブボックス以外から発生した可燃性廃棄物を焼却したもの、主に紙、布、木片などとされていますが、そういうものが廃棄物として、中深度処分対象の廃棄物として説明されています。いずれも再処理工場が正常に運転することによって生まれる廃棄物なわけです。地層処分相当、電事連の資料でいえば中深度処分相当、それからピット処分相当。いずれも正常に運転すると生まれる廃棄物です。サイクルだ、再利用だと言うわけですが、行き先不明の核のごみがこれだけ生まれるというのが現実です。そして、その全てが青森県を経由する。その先、どこに行くかは今の瞬間、わからない部分がいっぱいあっても、とりあえず、青森県を経由する。少なくとも、保管場所として県が担うことになっていくという現実だということはわかりました。そもそも再処理が技術的に破綻しているということに加え、うまく再処理工場が動いても、逃げるできない核のごみの問題がこれだけあるということを見れば、やはり核燃料原

子力発電からの撤退戦略を本格的に持つ必要があると思います。そのことを指摘して終わります。